



能力評価基準【さく井】

CCUS職種コード		01「特殊作業員」-06さく井工
能力評価実施団体		(一社) 全国さく井協会
呼 称		さく井技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	◇登録さく井基幹技能者(00042) ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(さく井工)(91028) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと(※3)
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	◇1級パーカッション式さく井工事作業技能士(10201) ◇1級ロータリー式さく井工事作業技能士(10211) ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(さく井工)(92028) ●職長教育、又は職長・安全衛生責任者教育 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと(※3)
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格(※3)	◇2級パーカッション式さく井工事作業技能士(10202) ◇2級ロータリー式さく井工事作業技能士(10212)
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※1 ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 ()は、ccus職種コードを示している。

※2 就業日数は、215日を1年として換算する。

※3 レベル2の基準となっている資格を取得することなくレベル3の基準となっている資格を取得した者がレベル2の認定を受けようとする場合は、レベル3の基準となっている資格を保有していれば足る。